

事業承継税制の効果

Q

セミナーでのご質問

私は中小企業の経営者です。

現在、息子への事業承継を準備しております。顧問税理士に相談したところ、事業承継税制という優遇税制があり、私の所有している自社株式を息子に譲る場合に、税制面で優遇されると聞きました。手続きは顧問税理士にお願いするのですが、この事業承継税制の効果を一般論でよいので教えてください。

A

キド先生からの回答

事業承継税制は、「節税」ではなく、「納税猶予及びその後の免除」制度です。したがって、この税制を使用してすぐに節税できるわけではありません。また事業承継税制には、恒久的な措置である「一般措置」と、令和9年12月31日まで適用できる「特例措置」があります。一般論としての効果を示してみます。

事業承継税制(納税猶予とその後の免除)効果の例

前提条件

① 経営者の遺産は、自社株式のみ。

② 自社株式は100%保有で、評価額は6億円。

③ 法定相続人は後継者1人。

後継者の相続税は？

税

何もしない場合

240,000千円

一般措置を活用した場合

106,800千円

特例措置を活用した場合

税負担なし

後継者

税負担が軽減される

自社株式を後継者に譲る際の税負担が特例措置の活用で全額猶予され、後継者が5年間事業を継続し一定の要件を満たせばその免除が期待できます

* 特例措置の適用には令和8年3月31日までに「特例承継計画」を都道府県に提出し、令和9年12月31日までに、贈与・相続により会社株式を取得する必要があります

キド先生からのコメント

上記は、極端な例示ではありますが、要するに自社株式を後継者に譲る際の税負担が、特例措置を活用すれば全額納税が猶予されることになります。そして、5年間後継者は事業を継続する必要がありますが、一定の要件を満たせば免除されることが期待できます。詳しくは顧問税理士と相談しながらご検討ください。

